

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十二号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和五年十一月二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

令和五年十一月四日から令和五年十二月三十一日まで